憲法　令７－１８　肢ア

第１．肢の結論

誤っている

第２．８９条後段の「公の支配」の解釈

１．問題の所在

８９条後段には，「公の支配に属しない慈善，教育若しくは博愛の事業に対し，これを支出し，又はその利用に供してはならない」とある。

８９条後段の趣旨を公財産の濫費を防ぐ趣旨と捉えた場合，「公の支配」をどのように解釈する必要があるか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

濫費の防止と考える場合，「公の支配」に属することの意味を緩やかかつ広義に解することとなる。したがって，厳格かつ狭義に解さざるを得ないとする，肢は誤っている。

（２）理由

まず，「公の支配」の内容が明文上，明らかではない。したがって，文理にしたがい，公の支配の意味を厳格かつ狭義に捉えた場合を考える。具体的には，私的な事業の不当な加入を防ぐため，厳格な監督権，人事や使い方にも介入できるとすることをもって「公の支配」と解する。

このように解すると，私立学校に助成金を支出することは，違憲となってしまう。

その結果，国民の学校選択の幅が狭まってしまい，子供の成長発達権が阻害されるという問題が生じる。子供の成長を促すためにも，環境を整備することは重要であり，公金の支出を合憲とする必要がある。

そこで，判例は，８９条後段の趣旨を，肢のように，公金の濫費の防止と捉え，「公の支配」について広義かつ緩やかに捉え，濫費に当たらない程度の支配権，すなわち，報告義務を徴したり，予算ついて必要な変更すべき旨の監督権があれば，「公の支配」にあたるとしているのである。

よって，２（１）結論に示した通りとなる。

以上